

環境大臣 小泉進次郎 様

## 環境省「皇居外苑の利用の在り方に関する懇談会」について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

環境省が「皇居外苑の利用の在り方に関する懇談会」において検討している、国民公園皇居外苑の使用許可拡大施策について、下記の通り愚見を申し述べます。ご参考下さいますようお願い致します。

1. 皇居外苑は我が国の国家的な威厳と品位を象徴する特別の公園であって、安易な観光資源やイベントスペース等としての利活用には馴染みません。また、他の公園にはないそうした固有の価値を保持することこそが、国内外からの来訪者にも高い満足を与え得るものと考えます。
2. 「懇談会」配布資料※1.によると、環境省は、皇居外苑のうち「正門前広場」(内堀通り西側)については従来通りの扱いを維持し、「楠公・馬場先・和田倉エリア」(内堀通り東側)における新たな利用を想定している如く見えますが、これら各エリアは歴史的経緯・地理的条件・景観等により「皇居前広場」として一体視されてきました。二重橋を真正面に見据える楠公像や、皇室の慶事を国民が奉祝する趣旨の和田倉噴水公園は、皇居外苑の皇居・皇室との精神的繋がりを強く表象しており、「楠公・馬場先・和田倉エリア」もまた「正門前広場」同様の尊厳の保持が求められる苑地であって、単に内堀通りを挟むという条件のみで扱いに差を設けるべきではありません。※2.
3. 「懇談会」配布資料※3.は、皇居外苑の使用許可を原則として国家的な行事に限った昭和27年の閣議了解について、当時の労働組合運動の騒擾化に対処したものであって、現在ではこのような規制は必要無く時代に合わない旨、示唆している如く見えますが、使用を国家的な行事に限ってきたことが、皇居外苑の荘厳な印象を形成・維持して来たという一面もあり※4.、該閣議了解(昭和27年3月11日閣議了解「皇居外苑の使用許可について」・昭和27年12月20日閣議了解「東京消防庁出初式の皇居外苑使用について」)は維持すべきものと考えます。
4. 国民公園皇居外苑の使用許可拡大施策については、三菱地所株式会社および同社の強い影響下にある一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区町づくり協議会の意向に沿い、同社および同協議会の利益に合致する方向で運営されているのではないのでしょうか。だとすれば由々しき事態です。
5. 「皇居外苑の利用の在り方に関する懇談会」が扱う事項は、皇居外苑の使用・管理に止まらず、その景観や国民の意識等にも大きな変化をもたらしかねない重大な主題であって、十分な時間をかけ進めるべきものです。わずか3回程の懇談会で結論を出すのでは「拙速」の批判を免れないのではないのでしょうか※5.。また、現下のコロナ禍や東京五輪・パラリンピックの開催が不透明な状況により、「懇談会」実施の前提も揺らいでいるのではないのでしょうか。皇居外苑の利活用拡大については、慎重な取扱いが行われるよう望みます。

※1.<http://www.env.go.jp/garden/kokyogaien/topics/>●資料3-1\_皇居外苑の今後の利用の在り方について.pdf p.6～7

※2.<http://www.env.go.jp/garden/kokyogaien/topics/>●資料2-1\_ヒアリング結果要点.pdf p.2 原武史氏の見解参照

※3.<http://www.env.go.jp/garden/kokyogaien/topics/>●資料3-1\_皇居外苑の今後の利用の在り方について.pdf p.5

※4.<http://www.env.go.jp/garden/kokyogaien/topics/>●資料2-1\_ヒアリング結果要点.pdf p.2 原武史氏の見解参照

※5.<http://www.env.go.jp/garden/kokyogaien/topics/>●資料2-1\_ヒアリング結果要点.pdf p.4 亀山章氏の見解参照